

平成28年度 第1回 尼崎市社会保障審議会会議録

1 日時

平成29年3月28日(火)午後3時~午後5時

2 場所

尼崎市立小田公民館 多目的ホール

3 出席者

(委員) 五十音順

上野委員、梅谷委員、荻田委員、加藤委員、狩俣委員、北村委員、源田委員、佐藤委員、芝委員、菅原委員、高木委員、高谷委員、津田委員、寺坂委員、中川委員、野間委員、弘中委員、前田委員、松岡委員、松原委員

(市関係者等)

健康福祉局長、福祉部長、障害福祉担当部長、福祉課長、高齢介護課長、包括支援担当課長、介護保険事業担当課長、障害福祉課長、障害福祉政策担当課長、生活困窮者自立支援担当課長、福祉課課長補佐、福祉課係長、高齢介護課係長、障害福祉政策担当課担当者、福祉課担当者、社会福祉協議会事務局長、社会福祉協議会地域福祉課長

4 議事概要

(事務局)

皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から平成28年度第1回尼崎市保障審議会を開会させていただきます。

委員の皆様方には、平素より、本市の福祉行政にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。また、年度末の何かとお忙しい中、ご出席をいただきお礼申し上げます。

議事に入りますまで進行役を務めさせていただきます、福祉課長でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、本日の委員の出欠状況について、事務局よりご報告申し上げます。

(事務局)

現在の出席委員は、27人中、20人でございます。

尼崎市社会保障審議会規則第4条第1項の規定により、会議の定則数は半数とさせていただきますので、会議は成立しております。

なお、本日の傍聴人は、ございません。

以上、ご報告させていただきます。

(事務局)

続きまして、本日の会議資料を確認させていただきます。

(事務局)

資料は、事前に配布させていただいております。

- 次第
- 尼崎市社会保障審議会委員名簿

平成28年度専門分科会における調査審議内容の報告

- 資料1 地域福祉専門分科会
- 資料2 - 1 障害者福祉等専門分科会
- 資料2 - 2 障害者福祉等専門分科会（審査部会）
- 資料3 - 1 高齢者保健福祉専門分科会
（地域包括ケア推進部会、在宅医療・介護連携推進部会含む）
- 資料3 - 2 高齢者保健福祉専門分科会（地域包括支援センター運営部会）
- 資料3 - 3 高齢者保健福祉専門分科会（地域密着型サービス運営部会）
- 資料4 民生委員審査専門分科会
- 地域福祉専門分科会 関連資料
- 障害者福祉等専門分科会 関連資料
- 高齢者保健福祉専門分科会関連資料

また、本日、机上配布させていただいております資料は、次のとおりです。

- 委員出席名簿、および、市関係職員名簿
- 高齢者保健福祉専門分科会（関連資料）

5 「尼崎市における在宅医療・介護連携推進の検討状況について」

以上が、本日の資料になります。不足がありましたら、挙手をお願いいたします。

（事務局）

それでは、議事に移りたいと思います。

以後の議事進行につきましては、委員長をお願いしたいと思います。

委員長、よろしくをお願いいたします。

（委員長）

かなり肌寒い日が続いております。また、お忙しい中、皆様お集まりいただきありがとうございます。

年1回の開催で、数が足りないと思われる方もいらっしゃると思いますが、その代わりに各専門分科会でしっかりと煮詰めてきてくださっています。

この場では、他の各委員が担当されていない分科会でどのような審議・結論をされているか、また到達状況などの情報を互いに共有していく形になります。そのため、報告が中心になるかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

さて、前回、昨年3月に開催いたしました本審議会以降で、委員の変更がありました。

新たに委員となられた方をご紹介させていただきます。

なお、それ以外の委員につきましては、本配布させていただきました「委員名簿」を参照してください。

それでは、事務局より、新たに委員になられた方のご紹介をお願いいたします。

（事務局）

それでは、昨年3月に開催しました本審議会以降で、新たに委員となられた方が4人いらっしゃい

ます。お手元資料の、委員名簿順にご紹介いたします。

(各委員紹介)

(事務局)

ありがとうございます。

以上で、新たに委員となられた皆様のご紹介を終わります。

また、本日は「地域福祉計画」の関係で、尼崎市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)から、事務局長、地域福祉課長にご出席いただいております。

よろしくお願いいたします。

引き続き、本日出席の市職員ですが、健康福祉局長をはじめ、本審議会に関係する所管課長等が出席しております。「市関係職員名簿」をご参照いただけますよう、よろしくお願いいたします。

簡単な紹介となりますが、各委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局一同起立)

(委員長)

それでは、次第2の「報告事項」に移ります。

社会保障審議会の各専門分科会について、平成28年度の報告と平成29年度のスケジュールを、各専門分科会の事務局より報告いただきます。

その後、各専門分科会の会長より一言ずついただきたいと思います。

それでは、時間の関係もありますので、事務局からの報告は要点を絞って、簡潔にお願いします。

まず、はじめに、「地域福祉専門分科会」の報告を事務局・福祉課長よりよろしくお願いいたします。

(事務局/地域福祉専門分科会担当)

(事務局から、資料1、5および地域福祉専門分科会(関連資料)に基づいて説明)

(委員長)

ありがとうございます。

ご報告の内容について、委員の皆様からご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

(委員)

現在、社会福祉法人の制度改革で、社会福祉法人の評議員のメンバーがこの4月から変更となります。

評議員は、現在、地域の方々や家族の方々から各地域の代表として参画いただき、総勢20人いらっしゃいましたが、それが4月から7人になります。今まで参画いただいていた地域の方々や家族の方々にはお礼を言って終わったのですが、やはり今まで地域の中の方々に社会福祉法人として様々なことを提供していたわけです。向こうからもわかってもらっていたという状況がありました。それが今回でなくなってしまいました。そういう中で、地域のネットワークが本当に必要になってきます。

そういう中で、私たちもこれから、地域の方々と家族と社会福祉法人で、どのように交流、情報提供していけばいいのか、今以上に、もっとやっていかなければはいけません。地域貢献ということも、社会福祉法人の使命として非常に強く掲げられています。

そういう中で、地域の中のネットワークを強くしていかなければなりません。そういう状況があり、市社協を中心にそういうことをしていかなければなりません。

ただ、自治体を含めて「やらないのですか？」ではなくて、私たちは、自ら積極的にそういう場に取り組んでいかなければなりません。そういうことを思っています。

すでに塚口では入っていますが、自治体も自治会の方に入っていくって、地域の今の状況を把握しながら、これから一つひとつ進めていきたいと思っています。

(委員長)

地域福祉の一つの要として社会福祉法人があります。評議員という形ではないかも知れませんが、地域の方々のご意見や参画を益々推進して、地域貢献していきたいという主旨のご発言でした。ありがとうございます。

次に、地域福祉計画の策定にあたって地域福祉専門分科会計画策定部会の部会長をされていた委員から、補足や今後に向けて、一言お願いいたします。

(委員)

地域福祉計画の計画策定部会の部会長をさせていただきました。

作業は、ちょうど一年前から始まりましたが、ポイントが三点あります。

一点目は、住民の声を取り入れるということでアンケートを実施しました。アンケートというのは、作るころから分析まで非常に時間がかかりますが、これをされたことで住民の声が裏づけとして入ってきたと思います。エビデンスとして、揶揄する言い方をしますと、地域福祉は「安心・安全・ネットワーク」のような形でどの地域でもされていますが、それが本当に住民の声が入ったものなのかどうか。これだけのものを作って、魂を入れずという状態になることを非常に恐れていましたので、アンケート結果を非常にしっかりと取り入れていただいたと思います。

二点目は、計画策定部会では、高齢者、障害者、児童、民生委員、PTAなど各領域の代表に集まっていたいて、当初は控えめな形でしたが、途中から本音でどんどん議論していただきました。各領域で持たれている課題と問題をたくさん出していただいて、皆さんの中で持たれている地域住民の声を代弁して、どんどん出していただきましたので、そういう声も取り入れることが出来ました。

三点目は、評価についてです。計画は、作って終わりではありませんので、これを厳しく評価していかなければなりません。プラス評価はもちろん、特に、この辺りが出来ていないのではないかとというマイナス評価が抽出できるような仕組みが今回は出来たと思います。

計画が出来てから、これから育成されていく視点が非常に多く入っていますので、どのような形で育っていくのか私自身も非常に楽しみにしています。

それから、地域福祉の中で一番問題になっている効果測定です。今回は、どのような効果が発揮されてくるということが、明確に見えてくると思います。

具体的には、地域福祉専門分科会(関連資料)1-4の9ページから10ページは、かなり時間をかけて全員で議論しながら最終的に結実したものになります。具体的かつ将来像が描かれていると思いますので、尼崎市の取り組み姿勢が特に見えていると思います。

ただし、いい形で育ってきた時には、こういった概念図も変わってくるのではないかと思います。具体性と非常に実効性のある計画に出来上がったと思います。

委員の皆さんや、事務局の方にはひと月に何度もお会いしながらがんばってこられたので、その成果が出たのではないかと思います。ありがとうございました。

もし、よろしければ、副会長を務めていただいた委員からも、ひと言お願いします。

(委員)

地域福祉計画の計画策定部会の副会長として関わらせていただきました。

今回、議論の背景の一つとして、介護保険上でも、子育て支援、障害分野においても、「地域づくり」という事を盛んに言われるようになっていきます。「地域づくり」と言うともすれば、制度サービスができないところの穴埋めを市民が担うのか、という話になりがちです。

今回の地域福祉計画の核に据えたのは、先ほど事務局からの説明にもありました「尼崎市民福祉の条例」や「自治のまちづくり条例」など自治という言葉で理念の真ん中に置きました。

それは、出来ない部分を市民が請け負うということではなく、必要だと思われる部分を市民自らが話し合い、また市民だけではなく行政や関係機関とも話し合いながら進めていく、創りあげていく「まちづくり」だということを、今回の地域福祉計画の肝ではないかと思っています。

一つ、これから育て上げていくという委員のご意見もありましたが、期待としては、今回、計画策定部会の中でも、誰がどのように参加しながら進めていくのかといった時に、従来の「市民」の枠組みだけでは狭いのではないかという話になりました。自治会やボランティアなど、従来から福祉を担ってきたような活動者だけではなく、先ほども社会福祉法人の話が出ましたが、事業者や市内にたくさんある企業も参加しながら進めていくべきだという話がありました。

ここを具体的に、どのようにこれから実際に取り組みされていることを表に出したり、評価したり、進めていく体制を作っていくのかという部分が、今後の計画の肝になってくると考えています。

(委員長)

ありがとうございました。

今、ご紹介にありましたように、尼崎市の肝として、昭和58年(1983年)に「尼崎市民の福祉に関する条例」で高らかに市民参画を謳っています。これが骨組み(バックボーン)としてあるということは、地域福祉計画を作る上でも依拠すべき考え方ということで、大変助かりました。

また、追い風として「自治のまちづくり条例」というものがあり、新たに力を入れていらっしゃいます。

加えて、本日は紹介する時間が取れませんが、地域福祉専門分科会関連資料1-6のように市社協でも計画(地域福祉推進計画)を作っています。市社協と行政との両輪で動いていくということになります。

事務局からも説明がありましたが、これを国は福祉の総合計画として地域福祉を位置づけて考えていくということです。

まだまだ、それが出来ていない自治体もありますが、尼崎市はすでに第3期目を迎えることとなりました。

加えて、市全域で3人からスタートした地域福祉活動専門員も、現在は12人に増員され、大変力を入れていらっしゃいます。市社協をはじめとした専門機関、企業、そして、場合によっては通勤・通学されている方々も「昼間の市民」として含めていきたい。とりわけ、災害時の対応なども出来るかと思っています。そういう内容も地域福祉計画に含んでいますので、全市一丸となって推進するということ、尼崎市長に答申させていただきました。

尼崎市長も大変喜んでくださり、第3期「あまがさき地域福祉計画」(地域福祉専門分科会関連資料1-4)の前文の写真のように笑っていらっしゃいますが、まさしくお喜びいただきましたので、後は、しっかりと進行管理をしていきたいと思えます。

また、この地域福祉専門分科会でもそこをしっかりとやっていく予定としています。

それでは、続きまして、「障害者福祉等専門分科会」の報告を事務局・障害福祉政策担当課長よりお願いいたします。

(事務局/障害者福祉等専門分科会担当)

(事務局から、資料2-1、2-2、5および障害者福祉等専門分科会(関連資料)に基づいて説明)

(委員長)

ありがとうございます。

ご報告の内容について多岐に亘りますが、委員の皆様からご質問等ありましたらお願いいたします。

特に無いようでしたら、障害者福祉等専門分科会の会長を務めておられる委員より、ひと言お願いいたします。

(委員)

「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」について、現在、PDCAサイクルに沿ってその評価を行っているところです。

内部評価と外部評価を実施するという事で、前回開催した障害者福祉等専門分科会において、外部評価を進めていくこととしました。先ほど事務局が説明されたような数(障害者福祉等専門分科会関連資料(6)を参照)が意見として出てきています。

それらの意見に基づいて、「順調に進んでいる」とか「やや遅れている」という形で評価しています。

また、それに対応して、重点施策を継続あるいは見直すという形で次年度に改善していくということを進めています。

障害者の問題で一番大きな課題は、昨年(平成28年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が施行されたことです。

行政は義務化されていますが、民間企業などは努力義務となっています。

様々な差別が起こった時に、行政はそれを当然、合理的配慮していかなければなりません、いかに民間企業や市民等へその考え方を啓発していくかが、大変重要だと思っています。

一般的には、行政から配布されている資料等の形で様々な事例や留意事項等が掲載されています。これを一般市民にどれだけ理解してもらえるかが、一つの課題だと思います。

もう一つは、先ほどの報告にもありましたが、手話言語条例を検討(関連資料(10))し、それを制定していくということがあります。是非、早期に実現してほしいと思っています。

(委員長)

ありがとうございます。

他に質問やご意見はありませんか。

(委員)

障害者福祉等専門分科会会長からのお話に補足する形で、三点ほど視点を変えた形でお話させてい

ただきたいと思います。

一点目は、尼崎市障害者計画も第3期目に入り、初めてP D C Aサイクルを導入しました。チェック、フィードバックの考え方が導入されました。量的なこととはともかく、質的なことを評価していくには、やはり難しいと感じています。これから試行錯誤していかなければなりません。

地域福祉計画などは、そういう点で先行されていると思いますので、そういう部分や他都市などを参考にして進めていきたいと思っています。

二点目は、手話言語条例についてです。

障害者福祉等専門分科会の中でもお話をさせていただいたのですが、私自身がその条例を検討する協議会の会長をしておりますので、少しお話をいただければと思います。

すでに、97の自治体の手話言語条例を制定しており、そういう意味では、尼崎市は少し後追いしている状況です。しかし、後発のメリットもあると思っていて、他都市の取り組みを参考にできますので、これから尼崎市らしいものを作っていければいいと考えています。

三点目は、障害者差別解消法との関係です。

障害者差別解消に関する条例は、兵庫県下でも2自治体しか制定されていません。これは法律がありますので、法律がある以上、上乘せや横出しの条例を作るのはどうかという考え方が一方ではあるようです。そのため、兵庫県においても特段制定していません。

様々な考え方があると思います。尼崎市では、条例化せずに進めていくということで、その中で取り組んでみて、また法律の見直しがある時に、このままでいいのかどうか検討していくことができればと思っています。

(委員長)

ありがとうございます。

兵庫県下だけではありませんが、条例を作っている自治体では、かなり抽象的な内容になっているところもあり、具体的に横出しされているところは少ないようです。

兵庫県下は、宝塚市と明石市だったかと思いますが、国でも、まだどれくらいの範囲で合理的な配慮を考えていくのかこれからの状況ですので、国の動向を見ながら進めていくという部分もあります。そういう意味では、どの自治体も手探り状態です。

しかし、何が具体的な当事者からの声で、どのような配慮が必要なのかということは、徐々に事例として見えてきます。それをどのような形で実行していくかが、今、問われているのではないかと思います。

それでは、続きまして、「高齢者保健福祉専門分科会」の報告を事務局の三つの部門からしていただきます。

最初に、高齢介護課長よりお願いいたします。

(事務局 / 高齢者保健福祉専門分科会担当)

(事務局から、資料3 - 1、5および高齢者保健福祉専門分科会(関連資料)に基づいて説明)

(委員長)

続いて、包括支援担当課長よりお願いいたします。

(事務局 / 高齢者保健福祉専門分科会担当)

(事務局から、資料3 - 1、3 - 2、5および高齢者保健福祉専門分科会(関連資料)に基づいて説明)
(委員長)

続いて、介護保険事業担当課長よりお願いいたします。

(事務局/高齢者保健福祉専門分科会担当)

(事務局から、資料3 - 3および5に基づいて説明)

(委員長)

ありがとうございます。

はじめに、高齢介護課長からは、高齢者保健福祉専門分科会と同分科会地域包括ケア推進部会について、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改訂と介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を中心とした説明でした。

また、包括支援担当課長からは、同分科会の地域包括支援センター運営部会と在宅医療・介護連携推進部会について、ご説明いただきました。

そして、介護保険事業担当課長からは、同分科会の地域密着型サービス運営部会について、ご説明いただきました。

大変多岐にわたっていますので、わかりにくい部分もあったかも知れませんが、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(委員)

在宅医療・介護連携推進部会の説明で、高齢者保健福祉専門分科会関連資料(5)の9ページになります。

この取り組み事例では、医療職と介護職が研修に参加したとありますが、具体的にどのような職種の方が参加されたのか教えてください。例えば、福祉系であれば社会福祉士など、そのような職種が参加されていたのか、もし参加されていないようであればその理由やこれからどうしていくのかということをお聞きしたいと思います。

(事務局)

まず、団体で申し上げますと、医療側は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション連絡協議会です。介護側は、ケアマネジャー協会、居宅介護支援連絡会です。ここにおそらく、社会福祉士やヘルパー等の職種がいらっしゃいます。また、包括支援センターには三職種在籍しています。そういった団体のほかにも繋がっていますが、介護福祉士会などで構成しています。

職種名で申し上げますと、社会福祉士、ケアマネジャーのほか、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)にも一部加わっていただいています。

今後の課題としては、やはり、栄養士や歯科衛生士の方々にもチームの中に参画いただきたいというご意見をいただいていますので、しっかりと考えていきたいと思っております。

(委員)

ありがとうございます。

個人的な関心もありますが、WHOなどは「IPW(Inter-Professional Workの略で、多職種連携や専門職連携実践のこと。)が必要だ」ということを言っていますし、こういう取り組みをされているのは、非常に良いことだと思います。

一つの意見としてお聞きいただければいいのですが、将来的には、IPWは大学レベルや学生レベルで進めていかないと効果がないのではということも言われています。「鉄は熱いうちに打て」と言うことで、医学生や看護学生、薬学部や医学部、歯学部、社会福祉系の学生などが一緒に、学校で学ぶ中で多職種連携ということを学ばないと役に立たないのではないかとこの考えがあります。

そういう考え方がある中で、尼崎市でも大学等と連携しながら実習の場を提供いただく等、将来的には考えていかなければならない時代が来るのではないかと思います。

(委員長)

在宅医療・介護連携推進部会の部会長が本日はご欠席のため、代わって委員一言お願いいたします。

(委員)

高齢者保健福祉専門分科会や、総合事業の検討をしてきました地域包括ケア推進部会の副部会長をしております。

先ほど報告がありましたように、非常に多岐にわたって、盛り沢山な内容を協議しましたので、ポイントを絞って報告したいと思います。

総合事業がこの4月から始まりますので、それに関してコメントしたいと思います。

総合事業は、地域福祉とも大きく関わっています。そう言いますのも、「支え合い」のシステムを作るということで、高齢者や住民が高齢者を支えるという点で、地域福祉の考え方とも相通じるものがあります。その様々な仕掛けを、当分科会でもかなりの時間をかけて検討しました。生みの苦しみという状況でした。

形は、先ほどご説明いただいた資料のとおり出来ましたが、ここからがなかなかの課題だと思っています。

具体的な課題を挙げていきますと、やはり、どのように支え手をつくっていくか。高齢者等がいかに支え手になっていただくのか。

支え手づくりについては、すでに市社協や行政が協力して動き出してはいますが、おそらく、今後ともそれを継続していかなければならないと思っています。

二点目は、介護予防の活動に、要支援の方々や要支援にならないの方々、いわゆる、元気な高齢者、一般高齢者と言われる方々にも、いかに参加いただけるか。その参加の促進も図っていけるようにしなければなりません。

三点目は、大きく変わる制度がありますので、その変わった制度をどのように市民へ知らせていくのか。そして、介護予防のマネジメントをする、委託を受けるケアマネジャーへいかに啓発していくのか。この辺りが課題になってくると思います。

従いまして、この総合事業の仕組みを作るまでに、非常に高い緊張感を持って行政の方々も取り組んでいただけたと思いますが、是非、4月以降も更に緊張感を持ってスムーズな移行ができるように対応いただければと思います。

(委員長)

ありがとうございました。

どの自治体も苦労しているのは、介護専門職の人手です。

それから、市民として担っていくという意味でもそうですが、特に阪神間ではある種、人手の取り

合いと言いますか、そういう状況が想定されると思います。

いかに市民の参画を進めるか、介護労働市場（市内の介護事業所等）に参画してもらえるかという部分では、人材の確保が問題になってくるかと思います。

また、今、ご指摘がありましたとおり、制度が大幅に改正され、かつ、複雑化しますので、制度の利活用に向けて、市民に理解し、利活用してもらおうかということも大きな課題になると思います。

包括支援担当課長にお聞きします。

高齢者保健福祉専門分科会関連資料(5)には、健康寿命の延伸というようなキーワードはあるのでしょうか。どの都市も「健康寿命を延ばす」というような目標を入れ込んでいるようですが、尼崎市においてはいかがですか。

（事務局）

基本的には、健康寿命の増進を図っていきたくて考えていますが、問題としているのはP D C AサイクルのC h e c kになります。

健康寿命の採り方の基準がバラバラで、厚生労働省の採り方は、悪くなってからすぐに亡くなられる方が基準であったり、一方では、実際には、もっともっと、10年ほどご病気で出て来られないという見方もあったりします。

今は、その指標だけが一人歩きすることは良くないということで、少し待っている状況です。

（委員長）

そういう配慮があるということですね。わかりました。

それから、認知症対応で、多職種で対応していくということですが、わりと軽度もしくはその疑いがあるという段階で多職種が関わっていくということも想定されているのでしょうか。

（事務局）

初期集中という考え方では、私たちも大変迷いました。

医療機関の先生方によりますと、まだ、症状が軽い段階の方々へのアプローチは、今でもケアマネジャーや医療機関でも結構しっかりと対応してくださっているとのこと。この段階はある程度安心できるのですが、むしろ、本市がしんどいと感じているのは、医療にも介護にも繋がらない方々や中断されている方々、ご家族の関係が複雑な方、そういう方へアプローチを行い、いかに説得していくかが、包括支援センターも含めて本市で抱えている大きな課題というところもあります。

そのため、認知症状の軽い初期の支援チームというよりは、今、申し上げた中断された方や医療も介護も受けていない方々を主な対象者に据え、対応チームを編成していく予定で、平成29年度に本格的に進めていこうと思います。

（委員長）

冒頭にありました、地域福祉の中でも「見守り」ということへのリンクなどをすることによって、こういった孤立した方々を早めに把握して救い上げる、対応していくということが考えられると思います。

また、医師会との協議では、ICTの活用というようなことをおっしゃっていましたが、人手不足の部分でAIやロボットなどで利活用していくことが、やはりこれからは重要になってくると思いますが、何か具体的なもので想定されていることはありますか。

(事務局)

まず、ロボットの関係では、ご承知のとおり国でも経済対策の関係も含めて推進しています。本市におきましても、平成28年12月に補正予算の編成を行い、市内の各事業所に照会等をする中で、現在は補助事業を創設し、実施しているところです。現在は、市内20事業所程度に、腰などに装着し身体を補助するようなロボットを中心に購入促進を行っているところです。

今回は、国の補助を活用して特定財源で事業を構築していますが、今後は、その利活用や事業効果を踏まえながら、市としての取り組みを検討していきたいと考えています。

(事務局)

多職種連携で困っていることは、非常に紙が多いことです。特に、介護側です。

ですから、これをいかに少なくできるか、取り扱っている帳票をシステム化できないかということなどで、様々な業者が出て来たり、ツールがあつたりします。日々のバイタルサインのデータなどをしっかりと共有できることから進めることができないか協議を進めているところです。

(委員長)

介護などは、実際に人が人に対して行う作業を役務やサービスと言っていますが、そこに割ける時間と、事業を進める上での事務作業に割く時間があります。

事務作業の負担が大きくなると、実際のサービスの現場に関わる時間が少なくなるという問題もあります。事務作業の負担が大きく、結果として紙が多くなるということですね。

他に、ご意見、ご質問ありませんか。

転換期を迎えていますので、試行錯誤でどんどんがんばっていただいて、他都市との競争の部分もありますので大変かと思いますが、よろしくをお願いします。

それでは、最後に、「民生委員審査専門分科会」の報告を事務局・福祉課長よりお願いいたします。

(事務局 / 民生委員審査専門分科会担当)

(事務局から、資料4および5に基づいて説明)

(委員長)

ありがとうございます。

民生委員のお話がありましたが、お気づきの点や行政に対するご注文など含め、ひと言お願いいたします。

(委員)

昨年(平成28年)6月から「ふれあい喫茶」を開催しましたが、やはりお世話する方も高齢化でボランティアとして来ていただいています。なかなか、人のお世話をすることは難しく、ご近所で回覧板をポストに入れたりすることでさえも、皆さんのお話を聞いていると難しいことばかりだなと感じています。

この頃は、本当にご近所同士のおつきあいも希薄化で、声をかけても「ふれあい喫茶」へ足を運んでもらえず、人集めが大変です。

(委員長)

なかなか会えなかったり、オートロックの場所では実際に生活の実態があるかどうかもわかりにく

かったりと、そういう環境もあると思います。

もう一方で、情報を多職種のネットワークで共有するといった時に、民生委員としてこういう情報が欲しい等、情報の壁があってなかなか活動が出来ないといったことはお感じになられていますか。

(委員)

おかげさまで、地域包括支援センターがあちらこちらにありますので、高齢者に何か問題が起きた場合は、民生委員もそちらへ相談に行くなどしています。

私たちは、自分自身の家族もそうですが、介護にかかる時は在宅で看ないで、施設で看てもらうことを当たり前を考えている人たちがいると思います。私たちの世代は、在宅で介護するということが当たり前にはありましたが、そういう面で難しく感じています。

(委員長)

それでは、まだ、ご発言いただいていない委員の皆様で、ご意見がありましたら順番にお聞きしたいと思います。

(委員)

実際に「ふれあい喫茶」やサロンのお話がありましたが、民生委員の方々と連携して進めていくのは、難しいと思います。

私自身は、身体障害者手帳1級の認定を受けています。

大変申し訳ないのですが、民生委員が来たためしがありません。

そういいますのも、日常は活動していますので、「元気だな」という形で見られます。私たちの中にも、一人暮らしの仲間が大勢いますが、日常に色んな形で活動している一人暮らしの高齢者はそういう目で見られてしまい、「民生委員の方々の訪問がない」と言っています。

これは一つ、昔からのよくわからないですが、民生委員を選ぶ時の何かがあるのではないかと思います。

実は、私自身も民生委員の審議委員をしていますが、なかなか「その人が不適任である」というようなことはできません。すでに地域の中で選ばれてきていて、地域の中からどういう形で選ばれているのかが私たちにはよくわかりません。これをもっと明解にすべきだと思います。

そして、「ふれあい喫茶」ですが、私たちの会館でも実施しています。毎回約50人から60人程度が集まって、月2回実施しています。ただ、問題だと思うのは、運営団体・住民団体といった団体がはっきりしていないということです。

これは、今、行政にも問い合わせしているところですが、私たちは、その運営団体や住民団体に対して会館を貸していますが、運営団体や住民団体は会館を借りて、どのように事業を進めて運営しているのが明確になっていません。

例えば、高齢者の給食事業を行うために、会館を貸しています。この団体については、私たちの規定に基づいて運営スタッフを募ってもらっています。ただ、サロンについては、決められていません。

ですから、購入したものを提供したり、あるいはポットのお湯を注いだりするだけで、保健所の許可はもらえない、というような逃げの形で積極性が欠けているような気がします。

やはり地域の中の一人暮らし高齢者を対象にするとすれば、民生委員と連携をとれるような形を作っておかなければいけないと思います。

(委員)

尼崎市の手話言語条例について、尼崎市議会にも意見書を持ってきてくださり着々と準備を進めてくださっているようですが、実際にはなかなか結論が出ていないように思います。この条例が制定されても、実際に市民に浸透していくのは非常に難しい作業で時間がかかることだと、私自身も感じています。

難しいことだと思いますので、この場での答えはいりません。ですが、市議会でも皆で協力しながら、がんばっていきたいと思いますので、良い案があればとにかく早く進めたいという思いで、よろしくお願ひしたいと思います。

(委員)

私は、児童の虐待対応方策ということをずっと研究しています。本日の、障害や高齢者等のお話でも、やはり同じ手法、つまり、予防であったり多職種連携であったりということは基本的には同じ形をとっていると思います。

高齢者保健福祉専門分科会関連資料(5)の10ページなどには、壮大な地域の中でのネットワークづくりです。児童の分野では、市町村に在宅支援ということで様々な期待が高まっています。

行政だけではとても背負いきれません。そこをどういう形で、例えば、NPOであったり当事者やその家族が組み入れられていくのかということについては、まだまだ十分には描けていないと思います。たくさんの方々の知恵を頂きながら私たちも考えていきたいと思っています。

(委員長)

実は、この社会保障審議会から外出しになった形で、子どもの支援があります。行政の組織体制も同じです。しかしながら、そういうことは言っていただけません。

例えば、子どもの貧困と生活困窮者自立支援はリンクさせていく必要があります。

制度上は、国が別のものをつくりなさいということで別組織を作りましたが、子どもを地域福祉の中でどのように育てていくのかがリンクできません。

厚生労働省では、地域福祉を総合計画という位置づけにしていこうとする動きがありますので、尼崎市としてもこの対応を絶対に考えていく必要があると思います。

(委員)

地域福祉専門分科会の委員として参加させていただきました。

今回は、非常に地域包括ケアシステムの中でも尼崎市版として推進していく形にはなったかと思ひます。しかし、この計画を推進していく地域の中の一人ひとりが大切になってくると思ひます。

私自身は、社会福祉連絡協議会(以下「社会福祉連絡協議会」を「連協」という。)の会長もさせていただいていますが、おそらく、町会に加入されていて連協に加入されている皆さんは、従来からの地縁型の縦組織(町会や連協など)でカバーできる部分があると思ひます。

課題になっていくのは、「町会に入っていない方々を地域が見ていくのか」ということです。

これについて、行政がどこまで支援できるのか。地域の方々も全く協力しないわけではありませんが、一方では、やはりコミュニティに参画している方々からみると「なぜ私たちが見ないといけひなのか」という疑問に対する答えを、一定見い出さなければいけひないと思ひます。

ですから、今、参画されていない方々を出来るだけ地縁組織に加わっていただき、地域に任せら

れるような土壌を作る努力を、行政もしていかなければ、地域でもこれ以上は抱えられません。

地域でも、町会加入率が下がっていますので、行政の中でも市民協働局と健康福祉局が協働して進めていかなければ、おそらくこの地域包括ケアシステムも出来上がってこないのではないかと思います。

(委員長)

「自治のまちづくり条例」をどのように展開していくのかという課題でもありますね。

(委員)

高齢者施設の代表で参加しています。

委員長からも「最後は人です」というお言葉をいただきましたが、同じように痛感しています。

この5年、10年以前を考えると、介護事業所がつぶれるということはほとんどありませんでした。尼崎市内をみていますと、閉鎖された事業所がたくさんあります。訪問介護やホームステーション、小さなデイサービスなどたくさん変わってきている中で、本当に施設の方では人材を何とか求めてやっていきたいということを切に願っています。

その中でも、行政の動きを見ていますと、医療と介護の連携などの部分は、本当に良い方向に進んでいます。それから、総合事業では、まだ実際に稼働はしていませんが、要支援の方々に対して様々な取り組みを持っています。

最後に残ってくる部分では、やはり「人が勝負」という部分になりますと、出来るかどうかは別ですが、大阪府下のある都市では、住宅手当を補助して働ける環境を用意して介護の人材をその地域に留めておくような努力も見られています。

様々な方法がありますので、事業所の方も精一杯やっていきますので、是非、行政でもそういう部分もケアしていただけたらなと思います。

(委員)

高齢者保健福祉専門分科会に参加しています。

意見と、一点お聞きしたいことがあります。

まず、意見として、今後の総合事業の中で、生活支援サポーターという制度が養成できます。これは、行政が養成しますが、この質をどのように確保するかということが問題になると思います。

担い手不足ということも含めて、このような市民が市民を支え合うという中で、新たな生活支援サポーターという制度ができましたが、やはり、全体的な地域包括の中で自分たちがどういう役割で、どういう心の支え合いをしていくのか。そういう専門性の高いものが求められていくと思います。

ただの家事援助のレベルではなくて、その中に非常に大きな意味があるということで、しっかりと質を高めるようなサポーターを養成していただきたいと思っています。

次に、地域福祉計画についてお聞きします。

第3期地域福祉計画の中で「地域福祉会議」というものが出てきます。私は、これが一つのポイントではないかと思っています。例えば、「高齢者ふれあいサロン」や「子育てサークル」など、こういうものを会議体として捉えていくような説明ではないかと感じました。

「高齢者ふれあいサロン」と言っても、ただお茶を飲んで楽しめば良いということだけを目的にして集まっていることもあると思いますし、もちろん、介護予防を目的としている部分もあると思いま

す。

その中で出てくるような高齢者の不安や話題というものをうまくキャッチしながら、やはり福祉会議という形を被せるのではなくて、その中で行われている様々な話題が地域の課題解決に繋がっていくのではないかと。そういうものをうまく吸収していくような、全体の大きな構図が地域福祉計画概要版（地域福祉専門分科会関連資料(5)）の10ページに載っていると思います。

では、その場合の支援がどのような形で行われるのか。そして、例えば、囲碁・将棋をしているようなサークルがあったりしますが、あるいはカラオケを楽しんでいてそれが介護予防に繋がっているような部分もありますので、それらも含めて「地域福祉会議」という位置づけの中に入るのかどうか。これをどういうイメージで捉えればよいでしょうか。

実際には、高齢者ふれあいサロンがあっても、そこで意識的に誰か例えば地域福祉活動専門員が入って何かきっかけを作るようなコーディネータ役がいなくては、なかなかそれだけの課題を吸収できないと思います。

そして、その上にある「地域福祉ネットワーク会議」に吸い上げるということ、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

時間の関係上、これ以上はお聞きできませんが、お答えいただけるようであればお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。

続けて、ご意見、ご質問を先にお聞きします。

(委員)

尼崎市PTA連合会より参加しています。

PTAとしましては、細やかに地域へ溶け込んで取り組んでいる団体もあれば、そうではない団体もあります。

今後、PTAが地域にどれだけ貢献できるのかというところで、逆に地域の方々にどれだけ学校へ入り込んでいただけるのかという部分が課題だと思っていますので、また助言いただければ助かります。

(委員)

先ほどもお話が出ましたが、子どもの貧困問題についてです。

こちらに取り上げられているのは、塚口地区と園田地区の「子ども食堂」の取り組みと尼崎市の活動支援、そして居場所を確保するための「V i v a ~虹色のシャボン玉」など、こういう部分の位置づけです。行政として、今後どのような取り組みを考えているのかお聞かせください。

東京の方面で聞いた話によりますと、シングルマザーの子どもさんもいらっちゃって、親と一日顔を合わすこともなく、机の上に千円と手紙が置いてあるという感じで、今日一日はこれで過ごしてねということかな、という話も聞いたことがあります。この子どもの取り組みについて、お聞きしたいと思います。

(委員)

兵庫県看護協会から代表で参加しています。

私ごとですが、この審議会に参加させていただくのはこれが最後となりますが、住民の代表、女性の代表として、今後この審議会に期待したいと思うことをお伝えしたいと思います。

やはり、病院での看取りということは、これからどんどん非常に厳しくなってくると思います。でも、それは皆さんもよくご存知だとは思いますが、実際に親をご家庭で看取ろうとか、介護をしようと思った時に誰かが面倒を見なくてははいけません。そうすると、働いている誰かが仕事をやめなくてはなりません。

この会議にずっと以前から参加させていただいた時に、これから働く女性や若い人や様々な方々が活躍していかなければならない中で親を看っていくという時、うまく制度が出来上がることによって、親も自分の家庭で看っていくことができ、自分自身の生活・仕事ややりたいことがきちんと続けることが出来るというのは本当に理想だと思います。

そのためには、どのような制度がこれから出来上がっていくといいのか、この協議の中で皆さんのご意見等を聞かせていただきました。本当に、これからそのような新しい制度が出来上がっていくことを期待して、よろしくお願ひしたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。

何人かの委員の皆様から、ご質問も、ご提言もいただきました。

この場で全てをお答えすることは時間の都合で難しいかも知れませんが、また、後ほど個別に対応いただきたいと思います。時間の範囲内でお答えいただけることがありましたら、お願ひいたします。

まず、福祉部長からどうぞ。

(事務局)

高齢者関係をお話させていただきます。

民生委員のお話がありましたが、ご承知のとおり法律では基準が決まっています。

人格高潔な方で、地域の実情に通じていて、社会福祉の増進に熱意のある方など、そういうことで高齢者であるとか学校関係者など、一定の基準の中で選定させていただいています。

運用の段階で地域の方々に若干伝わらないようなことがあるかも知れませんが、そういうことを出来るだけ払拭して適切に選んでいただいて、活動していただけるような土台づくりをしていきたいと思っています。

本来の民生委員の活動以外にも、先ほどお話もありました「ふれあいサロン」のような独自でがんばっていただいている方々もいらっしゃいますので、大変ありがたいなと思っています。

委員長からも、健康寿命のお話がありましたが、男性・女性と80歳・87歳という平均寿命があります。健康寿命と言いますと、男性で9年、女性で12年と、後ろがしんどいということもありますので、介護予防の取り組みが非常に大切になっていきますので、しっかりと総合事業の中で取り組んでいきたいと考えています。

また、担い手の関係では、このような後期高齢者がどんどん増えていきますので、しっかりと重度の方は専門職が支えて、そうでもない方は生活支援サポーターの中で支えていく、そういう仕組みが必要ではないかと思っています。

ご質問にありました地域福祉計画概要版(地域福祉専門分科会関連資料(5))の10ページのことで

す。地域福祉会議は、従来から連協単位で四つほど現在設置できていますが、なかなか限界があります。連協単位に関わらず、見守り安心委員会など様々な見守りもありますので、様々な会議体を地域福祉会議とすることにしました。

これは、地域住民が自分たちで地域の実情を知っていただいて検討・補完する中で、福祉を進めていただくという、そういったプロセスを大事にした考えです。

その下（一周り大きい枠組みの部分）に、（仮称）地域福祉ネットワーク会議というものがあります。これは、介護保険のこの仕組みの中で出来ている部分の生活支援コーディネーターなどが中心になって6地区に協議体を作っています。それをさらに発展させていく中で、例えば、医師会や歯科医師会、NPO、生活協同組合コープこうべなど、様々な団体が必要に応じて加わっていく中で6地区ごとに、地域福祉会議の支え手側になる、つまり、タスクの改善なり解決をしていくまでの後方支援をしていくことの会議体も必要だということから出てきました。

いずれにせよ、市全体で課題解決の仕組みづくりを進めていく必要があると考えています。

（事務局）

子どもの貧困に関するご質問、問題提起をいただきましたが、実は組織的な問題があります。

本日のこの会議にも、実は、こども青少年本部（事務局）や教育委員会などの子どもに関係する部署は参加できていません。

例えば、要保護、要準保護など、いわゆる収入の問題が、学校の一クラスに2から3くらいの割合でいらっしやいます。もちろん、一定の金銭的な給付という形の対策はありますが、現代では金銭面の問題だけではありません。

学校から帰宅しても親など誰も居ない、十分にごはんが食べられない等の部分があり、その対策がきちんと出来ているかというとは実はかなり抜け落ちている部分もあります。

国も、自治体としても、そういう子どもたちに対してどういうケアをしていくのか非常に大きな問題になっています。最近では、日本財団などが国内に100箇所の拠点を作って、子どもの貧困問題に係るプロジェクトなどが始まっています。

そういうことも活用しながら、単純に収入だけではなく、家庭の中で困難を抱えている子どもたちを、どのようにケアしていくかが、まさに今、市の内部で議論をしているところです。この場でこういうふうに進めていきますというような、公言できるような方向性はまだ出ていませんが、そういう議論が始まったところです。

先ほどもお話に出てきた「子ども食堂」でも、収入に関わらず基本的には誰もが来て欲しいということで取り組んでいます。その中で、子どもが抱えている様々な問題が垣間見えるので、そういうことに対して地域や行政が関わって行って、どのように対応していくのかを検討している途上にあります。

答えにはなっていませんが、現在の状況をご説明させていただきました。

（市社協）

民生委員からは、日々の活動の難しさとその成り手の不足、老人クラブ連合会からは、民生委員との連携の難しさというもののご指摘がありました。

実は、平成30年1月から、私たち市社協において民生児童委員協議会の事務局を担うことになり

ました。近い将来、市社協の運営の課題というふうに受け止めています。

また、日々の様々な団体の活動に支障などがないようにしていくことも、私たちの役割だと思っていますので、しっかりと受け止めてやっていきたいと思えます。

地域福祉会議に関することです。まずは、コーディネーター役が必要ではないかというご意見がありました。これは地域福祉活動専門員の役割だと考えています。現在の地域福祉会議の運営にもコーディネーター役として関わっていますので、引き続きその役割を担っていかなくてはならないと考えています。

また、地域福祉会議としてどういう会議体であれば運用できるのかというご質問がありました。

やはり、何が生活課題かということが生み出せる場であればいいと考えています。それが、もしも囲碁や将棋といったレクリエーションの中でも出来るのであれば、それでも構わないと考えていますが、やはり通い型の集いの場を作っていて、その場になかなか来ることができない方がいらっしやいます。その方々をどうすればいいのだろうか、認知症の方にどう対応していけばよいのだろうか、そういう形で何かの課題が浮き上がるような運用をしていく場が必要ではないかと思えます。

地域での様々な取り組みの中で市民の方へ私たち市社協が効率よく発信していき、「どのような活動をしているのか」「どのようなメリットがあるのか」を市民の皆様により理解していただけることで、町会や社協の加入率がこれ以上に下がらないよう、新たに参画者が出てきてくださればという気持ちで進めていきたいと思えます。

(市社協)

最後に、「子ども食堂」の実態を簡単にご説明いたします。

地域福祉専門分科会関連資料2の中で、ご紹介しています。子ども食堂をスタートさせる時は、6人に1人が貧困の子どもがいるという、そこをターゲットにしようという思いでスタートするという事を考えていました。様々な状況にある子どもたちを誘い込むという時に、貧困の子どもたちを一重にターゲットにしていくとなると、来づらいということがありました。そのため、支援の体制としては、地域食堂として様々な子どもたちが来ることができて、大人も子どもも来ることができる、皆が支える側、支えられる側という局面を、その場の中で両面があるような自発的な活動を支援できるような取り組みにしていきたいという思いで進めています。

(委員長)

現在、市内では何箇所ほどありますか。

(市社協)

子ども食堂や子どもに寄り添う居場所も含めて、市内11箇所を把握しています。

(委員長)

生活困窮者自立支援担当課での業務と「子ども食堂」など子どもの貧困に関することは、リンクできていますか。

(市社協)

例えば、ご相談に来られた方にお声かけいただいて、子どもさんご本人が来ていただけるような環境づくりという部分でリンクしています。

居場所に来ていただいた時にその場で様子を見守って、更に専門機関へ繋いでいくような体制をと

っています。

(委員長)

ありがとうございます。

皆様からまだご質問やご提言があったかと思いますが、時間が過ぎていきますので、ここで議論を終えたいと思います。

先ほど、各専門分科会よりスケジュールの説明がありましたが、来年度はいずれも忙しくなりそうですので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして平成28年度第1回尼崎市社会保障審議会を閉会いたします。

(閉 会)

以 上